

秋田県教育委員会訓令第1号

庁 中 一 般
各 関 係 機 関

秋田県教育庁職員等服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和七年三月十四日

秋田県教育委員会教育長 安 田 浩 幸

秋田県教育庁職員等服務規程の一部を改正する訓令
秋田県教育庁職員等服務規程（昭和二十八年秋田県教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（欠勤） 第五条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、勤務しない場合は、あらかじめ電子情報処理組織を使用して教育長が指定する電子計算機に備えられたファイルに所要の事項を記録する方法（以下「電子情報処理組織を使用する方法」という。）により、又は別に定める様式による届出書を提出して所属長に届け出なければならぬ。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ届け出ることができないときは、出勤後速やかに届け出なければならぬ。 一・二 略 三 職員の分限に関する条例（昭和二十六年秋田県条例第五十八号）に規定する休職四〇十一 略 （非常事態の場合の服務） 第十五条 職員は、次に掲げる日又は時間 に庁舎又はその付近に火災その他非常事態が発生したことを知ったときは、直ちに登庁し、上司の指示	（欠勤） 第五条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、勤務しない場合は、あらかじめ電子情報処理組織を使用して教育長が指定する電子計算機に備えられたファイルに所要の事項を記録する方法（以下「電子情報処理組織を使用する方法」という。）により、又は別に定める様式による届出書を提出して所属長に届け出なければならぬ。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ届け出ることができないときは、出勤後速やかに届け出なければならぬ。 一・二 略 三 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和二十六年秋田県条例第五十八号）に規定する休職四〇十一 略 （非常事態の場合の服務） 第十五条 職員は、休日若しくは勤務時間条例第三条第一項に規定する休日又は勤務時間外に庁舎又はその付近に火災その他非常事態が発生したことを知ったときは、直ちに登庁し、上司の指示

を受けなければならない。

一 休日

二 勤務時間条例第三条第一項に規定する週休日

三 勤務時間条例第三条第三項又は勤務時間条例第五条第二項に

おいて読み替えて準用する同条第一項の規定による勤務時間を

割り振らない日

四 勤務時間外

(辞職願)

第二十条 職員は、辞職しようとするときは、特別の事由がある場

合を除き、辞職しようとする日前十日までに辞職願を所属長に提

出しなければならない。

第二十一条 略

附 則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

を受けなければならない。

第二十条 略

附 則

1 この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

2 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和四年

秋田県条例第三十一号)附則第十三項に規定する暫定再任用職
員は、定年前再任用短時間勤務職員(職員の定年等に関する条
例(昭和五十九年秋田県条例第一号)第十三条の規定により採用
された職員をいう。)とみなして、この訓令による改正後の秋
田県教育庁職員等服務規程第二十条の規定を適用する。

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第五条第三号の改正規定は、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部
を改正する条例(令和七年秋田県条例第四号)の施行の日(同年三月十四日)から施行する。